平成２３年（フ）第２１号
長崎県佐世保市早苗町455番地　ドリームワン103号、旧住所長崎県佐世保市花高２丁目12番11号
債務者　伊集院領子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９号
熊本県八代市古閑下町1907番地
債務者　元杉　嘉輝
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１４号
愛知県豊田市日南町１丁目１番地１　ハイツモリ301号
債務者　山本　満政
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８３７号
神奈川県横浜市栄区笠間５丁目１―53―802
債務者　前川　和邦
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８１号
東京都墨田区太平１丁目27―８―203
債務者　丹野美樹子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８２号
東京都練馬区下石神井２丁目24―18　クレセント・ドヌールＤ―205
債務者　川村　泰博
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９号
東京都八王子市小宮町1175番地
債務者　原　まちの（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
大阪府東大阪市御幸町８番９号
債務者　松山　清嗣
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６号
青森市金沢２丁目４番23号　ハウジング三島Ｂ号
債務者　鳴海　良子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前11時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
青森県つがる市牛潟町大田光67番地
債務者　田中　　譲
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９１８２号
大阪府箕面市新稲１丁目３番６―184号
債務者　大村　　学
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６６号
大阪府枚方市中宮北町１番34―401号
債務者　杉田名雄樹
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１号
長崎県佐世保市福石町８番10号　白川アパート202、旧住所長崎県佐世保市相浦町1630番地
債務者　浜崎　広行
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
長崎県佐世保市鹿子前町740番地
債務者　磯田　祥範
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県佐世保市下本山町385番地15
債務者　秋竹　博和
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係